

全タク連発第20号  
令和2年4月20日

協会長各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋一朗

新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を  
踏まえた措置について

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、機会あるごとに周知をしているところですが、今般、4月16日に開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「基本的対処方針」が改訂され、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大されました。

さらに、内閣総理大臣より、「今後、ゴールデンウィークに向けて、全ての都道府県において、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを、まん延防止の観点から絶対に避けるよう、住民の方々に促していただくようお願いします。」との発言や、「この緊急事態を5月6日までの残りの期間で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。」との発言があり（別添3）、第11回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（4月17日開催）において、人の移動の最小化、接触機会の削減、公共交通や物流の機能維持等について、国土交通大臣より発言がございました（別添4）

これらを受けて、国土交通省自動車局から全タク連に対し、別添のとおり通知がありましたので、了知されるとともに各協会におかれましては適宜対応を宜しくお願いいたします。